

広島市認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務名

広島市認知症地域支援推進業務

2 業務内容

別紙1「広島市地域包括支援センター設置運営業務等委託基本仕様書」のとおり

※ 認知症地域支援推進業務を行うには、令和元年7月10日に公示した「広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」において、応募する区の地域包括支援センター設置運営業務にて受託候補者として選定される必要がある。

※ 介護保険法の改正等を踏まえ、業務内容が変更となる場合がある。

3 業務場所

地域包括支援センター設置運営業務を受託する地域包括支援センターのある区内を基本とする。

4 委託期間等

(1) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※ 本市及び受託者が継続して契約する意向がある場合は、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、令和7年度まで、毎年度、更新するものとする。

ただし、受託者が法令や要綱等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、また、市の是正指示に従わない場合などにおいては、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を更新しないことがある（この場合、受託者の損害に対しては、本市は賠償しない。また、契約の解除又は非更新に伴う本市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）。

(2) 令和8年度以降の取扱い

令和8年度以降については、令和7年度に改めて公募を行い、委託先法人を選定する予定である。

5 募集区等

(1) 募集区

南区及び安佐北区

※ 認知症地域支援推進業務の応募に当たっては、募集区である南区又は安佐北区の地域包括支援センター設置運営業務に応募していることが必要である。複数の区への応募も可能であるが、その際には応募する区ごとに必要書類を提出する。

(2) 配置職員数及び職種について

広島市地域包括支援センター設置運営業務を行うセンターにおける人員配置に加え、以下の職員を配置する。

- ・ 認知症地域支援推進員（認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、又はこれに準ずる者（地域活動の経験を有する看護師））…1名

6 設置場所等

「広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」における地域包括支援センター設置運営業務の設置場所等に関する要件のとおり。

7 開設時間等

(1) 開設時間等

原則として、年末年始（12月29日から1月3日まで）、祝日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする（高齢者の家族等、相談者の利便性への配慮から、法人の判断により、上記の時間等を超えて開設することも可能である。）。

(2) 休日・夜間等の対応について

センターを開設していない時間帯についても、電話の転送や取り次ぎ等により緊急時の対応が可能な体制を確保しなければならない。

(3) 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託して実施することはできない（ただし、予め委託者の承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。）。

8 事業費

広島市地域包括支援センター設置運営業務を行うセンターにおける事業費に加え、以下の事業費を加算する。

- ・ 認知症地域支援推進業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和2年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和元年度基準での委託料の概算

6,151,000円

9 令和2年3月における引継業務

公募により選定された法人が、認知症地域支援推進業務を新規に受託する法人の場合、現在の受託事業者からの円滑な引継ぎを行うため、令和2年3月に、4月以降に配置を予定する認知症地域支援推進員従事予定者が、必要に応じて現センターの委託先法人からの引継ぎを受ける体制を確保しなければならない。

10 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 担当：岡上、上原

TEL：082-504-2648（直通）

FAX：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

11 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、「広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」において、南区又は安佐北区の地域包括支援センター運営業務に応募している法人とする。

12 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和元年10月10日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

前記10の事業担当課

※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp>) のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない『プロポーザル・コンペの案件情報』」→「平成31年度」)

13 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

契約条件等の仕様書の内容などに関する質問については、持参又は郵送にて提出すること。

※1 電話、口頭等では受け付けない。

※2 仕様書等に関する質問書(様式5)を使って、簡潔に記入する。

(2) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年9月17日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年9月17日(火)までに必着のこと。

(3) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、広島市ホームページに掲載する。また、前記10の事業担当課において、令和元年10月10日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供する。

14 応募申込書の提出

(1) 応募申込書

本プロポーザルに応募する意向がある場合は、原則として応募申込書(様式6)に法人名、応募区などの必要事項を記入した上で、持参又は郵送にて提出すること。

(2) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年9月25日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年9月25日(水)までに必着のこと。

(3) その他

本応募申込書を提出しなかった法人も、企画提案書の提出期間内であれば、企画提案書を提出することは可能であり、その場合、応募申込書を提出しなかったことは、選考時の評価に影響しない。ただし、応募の意向がある場合は、できる限り応募申込書を提出すること。

15 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、以下の必要な書類を提出して行うこと。

ア 広島市認知症地域支援推進業務受託企画提案書(様式1)

イ 広島市認知症地域支援推進員従事予定者経歴書(様式2)

ウ 広島市認知症地域支援推進業務に関する従事予定者の考え(様式3)

(2) 提出書類

企画提案書は、(1)アからウまでを応募する区ごとに17部ずつ(正本1部+副本16部)を提

出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期間

ア 持参

公示日から令和元年10月10日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和元年10月10日（木）までに必着のこと。

(5) 記載方法等

ア まとめ方

(ア) 綴じ方は、上記(1)に掲げる書類を順にまとめて、通し番号（ページ番号）を付し、1部ずつ紙又はプラスチック製ファイル等に綴じて提出すること。

(イ) 両面印刷可。用紙は再生紙可、文字、図等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 正本（1部）については、押印する。

(エ) 企画提案書の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特定できないようにすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

イ その他

(ア) 本文で使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上（図表、注釈等を除く。）及び書き方は原則、A4縦長、横書き（両面可）とすること。

(イ) 本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。

(ウ) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

(エ) 企画提案書は、様式1のうち表紙を除き6ページ程度（両面印刷した場合は3枚程度）とする。

(オ) 企画提案書は、認知症地域支援推進業務の受託候補者特定基準（別紙2：特に「評価の観点」など）、地域包括支援センターに関連する本市要綱及び本市地域包括支援センター運営協議会の資料などを確認の上、作成すること。

※ 地域包括支援センター運営協議会の資料等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）→「健康・医療・福祉」→「高齢者・介護」→「計画・各種審議会」→「広島市地域包括支援センター運営協議会」→各運営協議会の会議要旨）

※ 広島市地域包括支援センター運営協議会の会議要旨には、毎年度の地域包括支援センターの運営状況及び評価結果に関する資料等を掲載している。

(6) 留意事項

ア 提案は、「広島市地域包括支援センター設置運営業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」において、地域包括支援センター設置運営業務に応募している区への提案が可能である。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は、原則認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出後に応募を辞退する場合には、速やかに地域包括ケア推進課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、以下の書類を地域包括ケア推進課へ持参又は郵送にて提出すること。

- ・ 応募辞退届（広島市認知症地域支援推進業務）（様式4）

※ 地域包括支援センター設置運營業務に係る応募を辞退する場合は、当該業務に係る応募辞退届も提出すること。

オ 締切までに応募がなかった際には、必要に応じて提出期間を延長する場合がある。

16 審査方法

(1) 審査

広島市地域包括支援センター設置運營業務等プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案書を審査する。この他、応募状況によっては、応募者による企画提案に関するプレゼンテーションの実施を求める場合がある（日時等は別途指定する。）。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書等により、次の審査項目について別紙2「広島市認知症地域支援推進業務受託候補者特定基準」で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。（詳細は別紙2のとおり）

ア 評価項目（実施計画）

（ア）業務実施の基本方針

（イ）職員の資質

（ウ）業務実施の方針

（エ）組織

イ 加点項目

※ 「広島市地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」において地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者として選定されたものについて評価を行う。

※ 本プロポーザルに応募した場合、「広島市地域包括支援センター設置運營業務及び認知症地域支援推進業務に係る公募型プロポーザル」の地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者特定基準の加点項目「認知症地域支援推進業務への応募の有無」（3点配点）において、加点対象となる。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査及び評価の結果、各区における最上位の企画提案書を提出した法人を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（合計点が評価項目の満点（100点）中の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

イ 最上位の得点者が2法人以上あった場合は、審査委員会での協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 受託予定法人の決定

審査委員会にて特定した受託候補者及び審査結果全般について、広島市地域包括支援センター運営協議会で審議の上、受託予定法人として決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。なお、受託予定法人となった者には、見積書等の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

審査結果の決定後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

17 契約の優先交渉権者の決定

受託予定法人と決定された法人は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た法人を優先交渉権者とする。

18 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により、契約を締結する。

19 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
 - ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
 - イ プロポーザル参加者が、令和元年10月10日（木）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に広島市の競争入札参加資格の取消若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
 - ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
 - エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
 - オ 基本仕様書等に適合しない企画提案を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関する応募参加者の不当な働き掛けは、一切禁止する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (7) 別紙1「広島市地域包括支援センター設置運營業務等委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

20 スケジュール（予定）

令和元年	9月10日（火）	応募受付開始
	9月17日（火）	質問書提出締切
	9月25日（水）	応募申込書提出締切
	10月10日（木）	企画提案書提出締切
	10月以降	企画提案書の審査
	11月頃	受託候補者の特定
	12月頃	受託予定法人の決定、結果連絡・公表

21 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示 02 公募型プロポーザル応募説明書 03 (別紙1) 広島市地域包括支援センター設置運營業務等委託基本仕様書 04 (別紙2) 広島市認知症地域支援推進業務受託候補者特定基準 05 (様式1) 広島市認知症地域支援推進業務受託企画提案書 06 (様式2) 広島市認知症地域支援推進員従事予定者経歴書 07 (様式3) 広島市認知症地域支援推進業務に関する従事予定者の考え 08 (様式4) 応募辞退届 (広島市認知症地域支援推進業務) 09 (様式5) 仕様書等に関する質問書 10 (様式6) 応募申込書 (広島市認知症地域支援推進業務) 11 委託契約書 (案)、広島市委託契約約款 (案)、個人情報取扱特記事項	広島市のホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp) のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない『プロポーザル・コンペの案件情報』」→「平成31年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。

【関連する法令、要綱及び手引き等】

- ・介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)
- ・介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第37号)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)
- ・地域包括支援センターの手引き (厚生労働省老健局)
- ・地域包括支援センター運営マニュアル (2訂) (一般財団法人長寿社会開発センター)
- ・地域支援事業実施要綱 (平成18年6月9日老発第0609001号)
- ・広島市地域包括支援センター設置運営要綱
- ・広島市地域包括支援センター調整・支援業務実施要領
- ・広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備市域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備区域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備地域支え合い協議体運営要領
- ・広島市介護予防活動等普及啓発事業実施要綱
- ・広島市地域介護予防拠点整備促進事業実施要綱
- ・広島市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱
- ・広島市認知症理解普及促進事業実施要綱
- ・広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業実施要領
- ・広島市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
- ・広島市地域包括支援センターの評価基準
- ・広島市地域包括支援センター重点取組方針
- ・広島市認知症地域支援推進員重点取組方針